

# 神戸市下水道条例施行規則の一部改正について(概要)

## 1. 改正の趣旨及び概要

神戸市では、排水設備の施工に関して一定の要件を備えた工事業者を排水設備工事の「指定工事者」として指定し、排水設備の新設等の工事は、これらの指定工事者でなければ行ってはならないことを定めています。

また、指定工事者の指定要件の一つとして、排水設備工事の設計及び施工並びにその双方の監督管理について責任を有する技術者（以下「責任技術者」という。）を所属させることを定めています。

現在、神戸市は指定工事者（法人にあつては、代表者）及び責任技術者において、成年被後見人若しくは被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）でないことを指定要件の一つとして定めていますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、成年被後見人等に関する欠格要件を削除し、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する要件を整備することを検討しています。また指定を受けた後、心身の故障等により業務等を適正に行うことができなくなった旨を可及的速やかに把握できるよう必要な届出規定等を整備することも検討しています。これに伴い神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する予定です。

### ①改正概要

- ・ 指定工事者及び責任技術者の新規指定において、「成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証明する書面」を「精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業（責任技術者の職務）を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを誓約する書面」の提出に改め、更新指定においては同書面の提出を加える。
- ・ 指定工事者及び責任技術者の新規指定において、「破産者で復権を得ない者でないことを証明する書面」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証明する書面」に改め、更新指定においては同内容を誓約する書面の提出を加える。
- ・ 指定工事者は、神戸市下水道条例及びこの規則による指定の基準に適合しなくなったときは、指定工事店証を市長に返還しなければならない旨を加える。
- ・ 指定工事者及び責任技術者の更新指定において、「その営業（その職務）に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面」の提出を加える。
- ・ 責任技術者若しくはその法廷代理人又は同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない

状態となったときは、責任技術者の指定返上届に併せて、責任技術者証を市長に返還しなければならない旨を加える。

## ②様式変更

- ・ 指定工事者の新規指定申請書（様式第6号の2）及び更新指定申請書（様式第6号の4）において、店舗のFAX、メールアドレスの記入欄を加えると同時に、上記改正に伴う改正を行う。また、更新指定申請書においては(3)中「責任技術者証の写し」の次に「(所属責任技術者全員分)」を加える。
- ・ 責任技術者の新規指定申請書（様式第6号の5）及び更新指定申請書（様式第6号の7）において、携帯番号、指定工事店番号の記入欄及び未・無所属の場合、指定できない旨を加えると同時に、上記改正に伴う改正を行う。また、(3)中「申請者の写真」の次に「(縦2.5cm×横2.0cm 上半身・撮影後3ヶ月以内のもの 2枚)」を加える。

## 2. 施行期日(予定)

令和元年12月14日

神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書

年 月 日

神戸市長 宛

〒 ー

住所

申請者

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



電話番号( ) ー

申請者(法人にあつては、代表者)の写真を貼り付けてください。

次のとおり指定工事者の指定を受けたいので、神戸市下水道条例第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 店舗の所在地	〒		
2 店舗の名称	ふりがな		
3 店舗の電話, FAX番号	TEL	FAX	
4 店舗のメールアドレス			
5 責任技術者名		責任技術者 指定番号	
6 添付書類	(1) 神戸市指定給水装置工事事業者証書の写し (2) 住民票の抄本(法人にあつては、商業登記簿の謄本、定款の写し及び代表者の住民票の抄本) (3) 従業員名簿 (4) 店舗の平面図, 写真及び付近の見取図 (5) 申請者(法人にあつては、役員)がその営業に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面 (6) 申請者(法人にあつては、代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない旨を誓約する書面 (7) 申請者(法人にあつては、代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証明する書面 (8) 責任技術者証の写し (9) 神戸市手数料条例第2条第154号に規定する手数料の領収証書の写し		

備考

- この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。

神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書(更新)

年 月 日

神戸市長 宛

〒 —

住所

申請者

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



電話番号( ) —

申請者(法人にあつては、代表者)の写真を貼り付けてください。

次のとおり指定工事者の指定の更新を受けたいので、神戸市下水道条例第8条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 店舗の所在地	〒		
2 店舗の名称	ふりがな	指定番号	
3 店舗の電話, FAX番号	TEL	FAX	
4 店舗のメールアドレス			
5 責任技術者名		責任技術者指定番号	
6 添付書類			
(1) 神戸市指定給水装置工事事業者証書の写し			
(2) 指定工事店証			
(3) 責任技術者証の写し(所属責任技術者全員分)			
(4) 従業員名簿			
(5) 申請者(法人にあつては、役員)がその営業に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面			
(6) 申請者(法人にあつては、代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを誓約する書面			
(7) 神戸市手数料条例第2条第154号に規定する手数料の領収証書の写し			

備考

- この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。

神戸市下水道排水設備工事責任技術者指定申請書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者の写真を  
貼り付けて  
ください。

〒 ー  
住 所  
申請者  
ふりがな  
氏 名

印

年 月 日生

電話番号( ) ー  
携帯番号 ー ー

次のとおり責任技術者の指定を受けたいので、神戸市下水道条例第8条の8第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

ふりがな 1 所属する指定工事店の名称	指定番号 (未・無所属の場合、指定できません。)
2 添付書類 (1) 履歴書 (2) 住民票の抄本 (3) 申請者の写真 (縦2.5cm×横2.0cm 上半身・撮影後3ヶ月以内のもの 2枚) (4) 申請者がその職務に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面 (5) 申請者が精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない旨を誓約する書面 (6) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証明する書面 (7) 兵庫県下水道排水設備工事責任技術者試験の合格証又は兵庫県下水道排水設備工事責任技術者更新講習の修了証の写し (8) 神戸市手数料条例第2条第156号に規定する手数料の領収証書の写し	

備考

- この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 本人が自署するときは、押印は不要です。

神戸市下水道排水設備工事責任技術者指定申請書(更新)

年 月 日

神戸市長 宛

申請者の写真を  
貼り付けて  
ください。

〒 —  
住 所  
申請者  
ふりがな  
氏 名



年 月 日生

責任技術者指定番号

電話番号( ) —

携帯番号 — —

次のとおり責任技術者の指定の更新を受けたいので、神戸市下水道条例第8条の8第3項において準用する同条例第8条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 所属する指定工事店の名 称	ふりがな 指定番号 (未・無所属の場合、更新できません。)
2 添付書類 (1) 責任技術者証 (2) 兵庫県下水道排水設備工事責任技術者更新講習の修了証の写し (3) 申請者の写真 (縦2.5cm×横2.0cm 上半身・撮影後3ヶ月以内のもの 2枚) (4) 申請者がその職務に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者又は精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当せず、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを誓約する書面 (5) 神戸市手数料条例第2条第156号に規定する手数料の領収証書の写し	

備考

- この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 本人が自署するときは、押印は不要です。